

重要事項説明書

(介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション)

1 ご利用いただく施設

法人名	医療法人 慈政会
名称	通所リハビリテーション 平成園
管理者	施設長 大垣 治幸
所在地	〒306-0012 茨城県古河市旭町一丁目17番39号
電話	0280-31-9797
FAX	0280-31-7767
事業所番号	0850480013
利用定員	30名／1日

2 施設の職員体制

管理者	常勤換算で1名以上
医師	常勤換算で1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
理学療法士	常勤換算で1名以上
栄養士	1名以上
事務職員等	1名以上

管理者、医師、栄養士、事務は入所と兼務とする。

3 事業の実施地域

古河市、境町、野木町、加須市 ※左記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 営業日

営業日	営業時間
月曜～金曜	8:30～17:30

営業しない日	土曜日、日曜日、 その他事業所の体制等により営業ができない日
--------	-----------------------------------

5 介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」）の対象者

病状が安定期にあり入院治療の必要はないものの、医学的管理のもとにおけるリハビリや看護、介護が必要な要支援又は要介護者であって、介護保険要支援・要介護認定において、下記の区分に該当する認定を受けた方が対象です。

要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5

6 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者の状況等に応じて適切な介護・看護・リハビリテーション等のサービスを提供することを目的とします。
運営方針	介護予防居宅サービス計画又は居宅サービス計画・介護予防通所リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画に基づき、要介護状態等となった場合においても、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者様の心身機能の維持回復を図ります。また、常に利用者様の立場に立って、サービスの提供に努めるものとします。

7 利用者様の権利擁護等について

(1) 基本的人権の尊重

利用者様が人として持っている基本的な権利（思想・信教・言論・プライバシーなど）は公共の福祉に反しない限り、いかなる場合においても制限・侵害をしません。

(2) 虐待の防止

すべての職員は、利用者様に対し、いかなる状況においても、身体的虐待、精神的虐待又はそれに類するいかなる虐待もしません。

(3) 無差別平等

すべての職員は、利用者様の国籍、信条、性別、門地、社会的身分又はこれらに類するいかなる事由によっても差別をしません。

(4) 個別性の尊重

利用者様の独自性、個性を尊重し、個々人に即した適切な援助を行ないます。

8 施設の設定（定員30名当たり）

浴室	一般浴槽 1ヶ所 特別浴槽 2ヶ所
機能訓練室	34.02㎡
デイケア室	150.77㎡

（1人当たりの㎡数 3.0㎡以上となります）

9 サービス内容

介護	入浴、排泄、着替え等の介護
医療・看護	服薬管理、健康管理、処置等の医療・看護
食事の提供	個々人の身体状況に合わせた食事の提供を行ないます
レクリエーション	教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事
リハビリ	機能回復訓練・日常生活訓練
相談及び援助	サービス内容や生活上お困りのこと等のご相談に応じます
送迎	利用者様宅と事業所の間の送迎を行ないます
その他生活サービス	個々人の状況や希望に応じたサービスを提供します

10 利用料金

別紙「利用料金規約」に定める金額と致します。尚、利用料金等については、法律の改正及び施設体制の変化等により利用期間内に変更になる場合がございます。変更の場合はあらかじめお知らせいたします。

11 利用手続き

① 利用開始について

担当の介護支援専門員又は当園の通所スタッフまでお申し出ください。スタッフが相談を受け、主治医の診療情報提供書等をもとに通所判定会議を行ない、サービス提供の可否を決定させていただきます。サービス利用が可能な方は契約を締結し、サービスの提供を開始いたします。

② 利用中止又は休止について

- ・利用中止又は休止を希望する場合は、希望する日の10日前までにお申し出下さい。
- ・以下のお申し出がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。
 - ※介護保険等の施設サービス利用を開始した場合。
 - ※要支援・要介護認定区分が「非該当」と認定された場合。
 - ※利用者様がお亡くなりになった場合。
- ・その他
 - ※通所リハビリテーションサービス等の提供を必要としない状態と判断される場合。
 - ※利用者様のサービス料金の支払いが、正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
 - ※利用者様の行動が他の利用者様の生命又は身体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法では防止することができない場合。
 - ※利用者様が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと判断される場合。
 - ※故意又は重大な過失により法令違反その他重大な秩序破壊行為をした場合。

12 サービス内容に関する要望・苦情等相談窓口

担 当	通所リハビリテーション 主任
お問合せ	0280-31-9797（匿名でも結構です）

※営業日・営業時間受け付けています。

※ロビーに「ご意見箱」が設置されておりますので、匿名投書等も受け付けております
また、当施設以外にも市町村苦情相談窓口や茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口（電話：029-301-1565）が設置されております。

13 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、当施設の医師により必要な処置を講じるほか、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。また、必要に応じて当施設の協力医療機関に対応を依頼します。

協力医療機関		
名 称	所 在 地	電話番号
古河赤十字病院	茨城県古河市下山町 1150	0280-23-7111
友愛記念病院	茨城県古河市東牛谷 707	0280-97-3000
小 柳 病 院	茨城県古河市稲宮字前久保 1001	0280-97-1110

1 4 非常災害対策

非常時対応	別途定める「介護老人保健施設平成園消防計画」に則り、非常時の対応を行ないます。	
避難訓練等	別途定める「介護老人保健施設平成園消防計画」に則り、年2回避難訓練等を行ないます。	
防災設備	非常通報装置	誘導灯
	漏電火災報知機	
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。	
消防計画等	介護老人保健施設平成園防災計画書を整備。	

1 5 サービス利用に当たっての留意事項

- ①サービス利用の際には、介護保険被保険者証等を提示してください。
- ②施設内の設備や器具は本来の用途・用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ③決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ④他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ⑤金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。
- ⑥針やハサミ等の危険物の持ち込みはご遠慮ください。
- ⑦事業所内での他の利用者様又は職員等に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑧火災や震災等の緊急事態発生時は、職員の指示により避難してください。
- ⑨飲酒はできません。

1 6 秘密保持

事業所及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びその御家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

1 7 事故発生防止及び発生時の対応

※別途定める「介護老人保健施設平成園リスクマネジメントに関するガイドライン」に則り、事故防止及び発生時の対応を行います。

※事故が発生した場合は速やかに利用者様のご家族様に連絡し必要な処置を講じます。

※事業者は、サービスの提供中の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償（介護老人保健施設総合保障制度）します。